

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和62年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和61年10月31日から62年2月1日までの標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和61年8月1日から62年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から62年4月1日まで

私は、A社に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、昭和61年10月31日となっている上、被保険者記録が確認できる期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与よりも低くなっている。

昭和61年10月31日以降の期間を被保険者期間として認めるとともに、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申述内容及び申立人が提出した預金通帳の写しにより確認できるA社からの口座振込履歴により、申立人が昭和62年1月31日まで当該事業所に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録によると、申立人は、61年10月31日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、62年5月8日付けで、同社の被保険者32人（申立人を含む。）について、61年10月31日に遡って被保険者資格の喪失日に係る記録が訂正又は入力処理され、更に10人について、被保険者資格の取得日及び喪失日又は取得日のみに係る記録が取り消されていることが確認できる上、当該訂正等処理前の記録及び複数の従業員の回答から判断すると、申立期間において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人の口座振込履歴等から推認される退職日の翌日となる昭和62年2月1日であると認められる。

また、昭和61年10月から62年1月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和62年2月1日から同年4月1日までの期間については、申立人は、「昭和62年の年が明けて、1、2か月程度は勤務していた。」と主張しているところ、申立人は当該期間に勤務していたことを確認できる資料を所持していない上、当時の事業主及び複数の従業員からは、当該期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除に係る関連資料及び証言等が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違についても申し立てているが、申立期間のうち、昭和61年8月1日から62年1月1日までの期間について、申立人が所持する預金通帳から、18万円の標準報酬月額に相当する給与が支払われていたことがうかがえる。

また、申立期間の大部分においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が所持する給与支払報告書及び雇用保険被保険者離職票、並びに別の同僚が所持する給与明細書からは、オンライン記録の標準報酬月額ではなく、毎月実際に支払われた総支給額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所での申立人の給与から控除される厚生年金保険料も同様に取り扱いわれていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については 18 万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は A 社の関係資料を保管しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の標準報酬月額（18 万円）に見合う報酬月額で、社会保険事務所に届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までについては、申立人の口座振込額から算出される総支給額に相当する標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額 15 万円を超えないことがうかがえる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格取得日に係る記録を昭和47年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社C工場に入社し、企業内学校を卒業後に同社B工場に配属された。申立期間において継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA企業年金基金の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和47年3月16日に同社C工場から同社B事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和47年4月1日を資格取得日として誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

熊本厚生年金 事案 946 (事案 112、649、702、801、926 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、これまで5度申し立てているが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している、iii) 申立事業所の当時のB出張所長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者である世話役等ではなかったと説明している、iv) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け及び24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定

を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで A 事業所 B 事務所（現在は、A 事業所 C 事務所）に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年 6 月 21 日となっており、申立期間の加入記録が確認できなかった。申立期間についても勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 事業所 B 事務所に臨時職員として継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の A 事業所 B 事務所における離職日は昭和 44 年 6 月 21 日となっており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人が所持している当時の手帳からは、申立期間に係る勤務実態は確認できず、A 事業所人事課は、申立期間当時の給与台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の事実を確認することができない。

さらに、申立期間当時、A 事業所 B 事務所に勤務していた同僚から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の事実に関する供述は得られない上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票の資格喪失日の記載は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された痕跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。